

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 貸金庫にある財産の差し押さえ

Q : 銀行の貸金庫内にある財産の差し押さえについて判決が出たそうですが、どのような内容でしょうか。

A : 判決では、銀行は差し押さえの対象となった貸金庫内の資産を積極的に執行当局に引き渡すべき、との意見が示されています。

【解説】

これまで、国税当局が銀行の貸金庫内にある滞納者の資産を差し押さえようとする場合には、銀行に対する取立訴訟を起こして勝訴し、国税当局に内容物を引き渡すように命じる「債務名義」を得た後、差し押さえを行うという手順を経なければなりません。

銀行側は、貸金庫を占有していないから、引渡しの請求権も存在しない。したがって、その請求権を差し押さえることはできない、とする立場をとっていました。

しかし、このほど、貸金庫の法的性格が争われていた裁判で、最高裁は、①銀行は貸金庫の中味を責任を持って保管しているので、内容物を占有していることになり、②利用者が銀行に対し貸金庫の中味を取り出すことのできる状態にするよう請求する利用者の権利は、内容物の引き渡しを求める権利に他ならない、として引渡し請求権を差し押さえれば、内容物を差し押さえることができるという判断を下しています。判決文には、差し押さえが行われる場合は、貸金庫内の資産を執行当局に引き渡すことを銀行に促す意見が添えられており、今後は、銀行も執行当局の差し押さえに協力していくことが予想されます。

